

加須市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

加須市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携及び協力の下、双方の人的・物的資源を有効に活用することにより、市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）安心安全でいきいきと暮らせるまちづくりに関すること。
- （2）未来へつなぐ人を育むまちづくりに関すること。
- （3）魅力と活力を育む産業のまちづくりに関すること。
- （4）協働による持続可能なまちづくりに関すること。
- （5）その他市民サービスの向上及び地域の活性化に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

3 乙は、本条第1項に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又はこの協定の目的外に利用してはならない。本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

2 前項に規定にかかわらず、事前に書面による承諾を得たときは、甲及び乙は相手方以外の者に対し協定に関し知り得た情報（次の各号に掲げる情報を除く。）を提供することができる。

- （1）相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領

後に自らの故意又は過失によらずして公知となったもの

(2) 法令により開示を求められたもの

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間協定を更新するものとし、それ以後もまた同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知し、甲と乙が協議の上、協定を解約することができる。

(協定の解除)

第5条 甲及び乙は、協定の各規定及び事業に関する法令を遵守するものとし、これに違反した場合は、前条第2項の規定に関わらず、協定を解除することができる。

(協議)

第6条 この協定の内容及びこの協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、それぞれその1通を所持する。

令和5年4月26日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市
加須市長

埼玉県熊谷市本町2-9-3 明治安田生命熊谷ビル

乙 明治安田生命保険相互会社 熊谷支社
支社長